

「第三五一回議會」平成二十七年三月五日 予算特別委員会統括質疑

【質問要旨】

・集中復興期間の延長について ・事業復興型雇用創出事業について ・海岸堤防の報告書について ・気仙沼線について

(一般質問) 畠山和純

おはようございます。東日本大震災の復旧・復興が急がれておりますけれども、被災地では今が胸突き八丁というところにいるのではないのかなというふうに思っております。その被災した市町、あらゆる自治体が国に対して一番求めていることが、財源の確保、そして集中復興期間の延長ということであります。これは知事も再三国に対して申し入れをさしていただきました。質疑の通告はしておりませんが、けさの河北新報に復興予算をめぐる、竹下復興相が全額国費の見直しを示唆したというふうな記事が載っております。極めて遺憾であります。このことを、事の真偽を、知事、ぜひ明らかにしていただきまして、もしこのことが事実であれば、被災自治体一体となって国に対し強く抗議を申し上げるということを考える必要があるのではないかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせください。

(答弁) 村井嘉浩知事

竹下大臣のこの発言、報道には、非常な驚きと、そして失望を持って受けとめております。現在は地方負担が極めて少ない形で復旧・復興事業が進められておりますが、震災関連予算は極めて大規模でございまして、国の支援がわずかでも縮小されれば、震災により財政力が低下しております本県及び被災市町、特に小さな自治体ほど影響が大きいということを考えておりまして、復旧・復興の達成が極めて困難になると考えております。発言の真意等を確認をいたしましたし、必要があれば他県の被災県や、あるいは県内の市町村、県議会、市町村議会の皆様とも連携を図りながら被災地の実情を具体的に説明し、集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続をこれまで以上に強く働きかけてまいりたいと考えております。きのう、早速復興庁の方には確認をいたしました。誤報であると、誤報というか、真意が伝わっていないという言い方をしておりますが、具体的にどの部分を自治体に負担を求めようとしているのか具体例をしっかりと示してくれということを言っておりますし、大臣にも昨日メ

ールを送って、とても認められるものでありませんということは伝えております。

(再質問) 畠山和純

県議会としましては、県選出国会議員団に先月要望いたしました折に、早くとにかく方針を示していただきたいということに對しましては、五月の連休明けぐらいにはある程度具体的な方針は示されるのではないのかなということに期待をしておいたわけでありますので、この件については、ぜひ最重要課題ということで取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、きょうの質疑を行ってまいります。

まず一番目は、事業復興型雇用創出事業についてであります。このことに関しましては、これを活用した被災自治体、事業を再開した皆さんからは、大変産業再生に、事業再開に大きな力になったということで、非常に評価の高い事業であります。このことを充実をして迅速に運用できるということは、産業の再生に極めて大事なことだと思っておりますので、そういった観点からきょうは質疑を行ってまいります。

この問題につきましては、昨年の六月議会で菊地恵一議員から、手続に時間がかかって助成金の支払いにこれが生じていると懸念が表明されました。これに對しまして、知事は、受付審査体制の強化や職員の資質向上や事業者に対するきめ細かな対応を行い、手続に関する時間の短縮に最大限努めることを表明。申請書作成マニュアルをわかりやすく改めるなどの改善をすると答弁をいたしました。しかし、事態はいまだ多くの事業者からの問い合わせが絶えません。申請受理から一年、二年たっても審査が終わらない事例が散見され、資金繰りが悪化するなど事態は深刻で、極めて遺憾な状態にあります。このことにつきまして、知事の認識を伺います。

(答弁) 村井嘉浩知事

本事業は、被災者の安定的な雇用機会の創出を目的としたものでありまして、速やかな支給手続が重要であることから、申請いただいた書類につきましては速やかに審査を終えることが重要であると認識をしております。県では、これまで増加する申請数に對応するため、受付業務及び審査業務の外部委託や担当職員の増員による審査体制の強化を行うとともに、研修や事例検討会の実施などによりまして、職員の審査能力の向上に努めてまいりました。このようなことによりまして、申請書類に不備がなくて比較的容易に助成要件の確認を行うことで

きる案件につきましては、おおむね申請から二、三カ月程度で支給決定に至っております。また、本年度につきましては、二月末時点で約八千人の支給決定をしております。前年度の同期と比べますと約一・八倍の支給決定を行うなど、一定の改善が図られております。しかし、申請の増加に伴いまして、書類の不備等も多くなりまして、結果的に審査に想定以上の時間を要する案件も存在していることから、更なる改善が必要と認識をしております。

今、二年たっても三年たってもということでありましたが、調べてみましたところ、平成二十四年に受け付けてまだ認められていないものが十三件、平成二十五年に受け付けて認められてないものが百七十七件ございます。したがって、こういったようなものをやはり優先的にやるようにということ、何とか五月末までには今言ったような過年度の分については何とか処理ができるように頑張っていきたいというふうに考えております。書類自体かなりの分厚さでございます、私も見ましたけれども、かなり必要です。一人当たり二百二十五万円で一億円ということでございますので、かなりのお金を拠出いたしますから、どうしても慎重にならざるを得ない。やはりおくられている理由は、貸金台帳等がきちっと作成されていないといったようなそういった、我々としてはしっかりとした証拠書類がないというようなことで、どうしてもそういったものの作成に時間がかかっておりますので、そういったお手伝いもしながら、できるだけ早くするように努めてまいりたいと思っております。

(再質問) 畠山和純

質疑の全部に答えをいただきました。実態は、比較的大規模の事業所で書類申請なんかにも専任の職員が配置できる会社は早いですよ。私のところに相談に来たところは極めて小規模でありました。グループ化事業の資金を使って工場を再建しました。その後、人手不足なので、これを活用してということなんですけれども、十人ぐらいで働くんですけれど、人手不足なので、もう、社長も奥さんも、家内が夜の九時、十時までの残業がずっと続くんですね。その中でこの申請書類をつくっていると。県にも三度も四度も出てこなくちゃいけない。それでも一年も二年も過ぎてしまおうという、そういう状況なんです。知事がおっしゃるように、普通に復興できるところはいいんです。でも、普通に対応できないところ、そういう小規模な事業所に対しては、特に県としてきちっとした対応をしていたらきたいというのが、きょうの質問の一番大事なところでありますので、所管の部長の方からその具体的な対応について伺っておきたいと思っております。

(答弁) 経済商工観光部長(犬飼章)

ただいま知事から申し上げましたが、一部の申請につきまして事態がなかなか改善しない原因につきましては、我々の方で審査に長期間を要しているということもございしますが、書類の不備、それからその実態把握のために時間をとられているということにございます。その書類の不備の内容をちょっと御紹介申し上げますと、事業主や社会保険労務士に対しまして、就業規則や出勤簿など助成金の支給に影響する、フルタイムか短時間勤務など、こういうものを判定するための関係書類の提出を求めても、なかなかすぐには提出いただけないということがございます。二つ目には、この助成金が事業所単位で支給する制度となっておりませんが、その事業所で雇用されている労働者の特定が必要であったり、助成金の支給額に影響する週当たりの労働時間の確認が取れない書類を小規模事業者の方々が独力で準備し、申請するということは非常に大変だというのは我々も思っておりますので、そのような事態を改善するために、これまで以上にきめ細かく必要書類の作成に対する支援や助言を行うとともに、社会保険労務士をその事業者のために我々の方で雇いまして御支援をしたいと考えてございます。

(再質問) 畠山和純

人が、申請している最中に従業員がやめたりまた新しい従業員が、そのたびに新しい書類を申請しなくちゃいけない。そのときに従前の資料を全部そろえなくちゃいけないんですよ。基本的な会社の存在を証明する、例えば就業規則でありますとかそういうものについては、二度目、三度目は省略できるような、そういうふうな体制の改善も必要だと思っただけけれども、その辺についてはどうですか。

(答弁) 経済商工観光部長(犬飼章)

会社のそのような書類につきましては、会社の所在年がきちっと確認できるものについては従前の書類で対応したいと思えますし、それから、対象労働者の住民票とか戸籍等につきましても、有効期限、通常三カ月でございしますが、これにつきましてもきちっと確認できるものについては従前の書類での対応というのも考えてまいりたいと思えます。

(再質問) 畠山和純

今、おかれているものに関しましては、知事から答弁がありました。五月末をめどに全部解決したいというそういうお答えがありましたので、ぜひしっかり対応していただくことをお願いして、この質問を終わります。

二番目の災害科学国際研究所の海岸堤防の報告書についてを質疑してまいります。

海岸防潮堤の話につきましては、当初は、知事は、私の質疑に対しまして、一々住民の意見を聞いて右往左往しては復興がおけると、なかなか前向きな答えはないんですけれども、現在はできるだけ丁寧な説明に努め、住民合意を目指すということで、一生懸命いろいろ御説明をいたしておりますけれども、また、堤防の高さにつきましても、堤防の高さは一センチたりとも下げないというお話がありました。土木工学の知見に基づいたものであり、高さを変えることは考えていないということでもあります。現在は、科学的な根拠があれば下げることが可能ということで、柔軟な姿勢に変化をってきているのではないのかなということ、一定の評価をしたいというふうに思います。つくらない箇所、高さを変えて合意したところ、セットバックのさまざまな手法で合意した箇所など、行政住民との間には歩み寄りが見られていることは一定の評価をしたいと思います。

ただ、しかし、まだ何力所か住民との合意に至っていない箇所があり、交渉が非常に難航しているというのも事実でありまして、こういった中で、今度、国連防災会議が近く仙台市で開催されます。それに関しまして、東北大学では、未曾有の大震災を経験いたしましたして、新たな研究組織の災害科学国際研究所を設立いたしました。この研究所は、自然科学に関する世界最先端の研究の推進を図るため、さまざまな活動を行っていくことを目的にしております。巨大災害への新たな備えのパラダイムをつくり上げるといふ崇高な理念を持って研究活動を行っているようでもあります。この研究所が、東日本大震災のことに関しまして、第三回国連防災世界会議に向けた活動の一環として、「二〇一一年東日本大震災から見えてきたこと」という報告書を作成して国内外に発信しました。所長の今村文彦先生は、この報告書の冒頭で、ここに込められている我が国の経験が、世界各国の政府機関、NGO、NPO、そしてすべての人々に共有され、次なる行動枠組みに少しでも貢献できたら幸いと述べておられます。この中では、災害防災に関するさまざまな分野ごとに考察されて、三十六部門に整理されて提言されております。この三十六部門のうちの第二十七番目の項目が二〇一一年巨大津波による海岸堤防の破壊と復興と題したレポートでありまして、これまで津波対策として事業化が進む海岸堤防についての検証でありました。中身は、政府、中央防災会議の方針と県の事業実施に対して見直しを求める。これまでこの問題を取り上げてきた私にとっては、極めて刺激的な内容となっております。このことに関して県の見解などを質疑してま

いたいと思います。このレポートを執筆したのは真野明教授でありまして、先生は、震災後の土木学会によります東日本大震災に関する東北支部学術合同調査委員会のメンバーの一人でありまして、この各団体の報告を取りまとめる委員長をなされている、いわば災害リスク、災害防災の方のスペシャリストであるというふうに私は理解をしております。このレポートの概要でありますけれども、まずは国費を使って行われる防災事業は、災害の種類や地域によらず公平で均衡がとれること、予算が効率的に使われることなどがこれが大前提でありますよと。それで、一つは、国が示した再現期間ですか、津波が起きてくる間、何を対象にするかということですけども、この百五十年に設定したこと、これは後背地の人口や資産の蓄積を考えた場合、治水事業に比べて過大評価であるというふうにおっしゃってました。これは、県の方針は、震災直後の混乱の中で、堤防復興計画の策定と市町村の復興都市計画の策定とそれらの予算の確保が急務であったことから、県が安全側の防御水準を設定したことは十分できるというふうに理解を示しながらも、堤防の高さについても住民の多様な意見があり、それを検討してはどうかというふうな提言をされておりました。それで、この中には二つ提案がありまして、いわゆる粘り強い海岸堤防については多額の費用がかかると、メンテナンスにも費用をかって、百年に一回ぐらいつくり直ししなくちゃいけないというふうな御意見であります。それともう一つは、このことに関していろいろな検証がありまして、仙台平野の検証結果については、津波の伝播時間は海岸近くで二分程度遅延すると。減災効果、浸水深は、多くの場所で堤防残存効果により増加すると。したがって、減災効果が少ないというふうにおっしゃっておりました。この粘り強い構造の話と経費がたかさんかかり過ぎるとい話ですね、それから構造上の話、この二つに関してこのレポートは事前に通告してありますので、専門的な話が多くて、なかなか私たちもわかりにくいところあるんですけれども、これに対する県の方針といいますか、評価をお聞きしたいと思います。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

今、御指摘のありました、まず東北大学災害科学国際研究所の報告の中のレベル1津波における堤防の確率の設定なんです、このレポートでは、百五十年と今委員がおっしゃった確率なんです、私どもが対象としております津波は、明治三陸、それから昭和三陸地震津波、チリ地震津波、そして想定宮城沖地震と想定しております。これは大体サイクリ的に約三十年に一度程度の確率で来ておりますので、対象としている確率から申し上げますと、このレポートでおっしゃっている百五十年という設定がどういった形でされてるかというのは、私ども

もちよつとここは不明だというふうに思っております。

それから、堤防背後において浸水深が高くなるということの御指摘でございます。これは、実は東京大学大学院の田島義満准教授がいろいろシミュレーションをした結果として発表された論文を引用されてるわけですが、実は田島先生も、限られた地域や経過時間の条件のもとでは浸水深が高くなるというふうにおっしゃってます。しかし、大事なのは海岸堤防によるプラスの低減効果がすべての地域で認められていくと。浸水が高くなる地域の負の効果、マイナスの効果はあるんだけど、ゆっくりと浸水していくと、到達していくことによって、被害の軽減効果は非常に大きく認められていくとおっしゃってます。要は、浸水の高さが多少高くなるという結果が出てくるけれども、粘り強い防潮堤によって津波の到達時間がおくれる、それから津波エネルギーを減災する効果が非常に大きいということが評価されました、その論文では指摘しています。東北大学の報告書の方はそちらを捨てないということがありますので、この点どういったいきさつでそうなったかというのは、我々も確認をさせていただかなければならないかなというふうに思っているところです。

(再質問) 畠山和純

県の見解は県の見解としまして、私は、百五十年がどこが根拠か。だけど、これまでの説明でいろいろ県が行ってきたのは、明治三陸津波のこの高さを基準にしましょうという、要するに最大数値はそこに持っているということですね。そのことに関して真野教授はそういうふうなお話をしたんじゃないのかなというふうに思います。

それから、浸水深の話は私もいろいろ考えてみたんですけども、²対応の場合は、施設で守るのではなくて、命を守ることを最優先するために避難をする。そのことを一番政策の前提にしますよ。¹は施設によって減災しましょうということですね。そうしますと、浸水深が多くなるということとは、非常にそういう住民が逃げる機会、確かに東大の先生のレポート中では、建物の損壊とかについては大きな減災効果があると、しかし、この浸水深があるというふうなことは、そこにいる人たちが逃げるチャンス、こういったものの危険性が増してくるのではないのかなというふうな感じがしました。そのことを恐らく真野先生も課題にして、人命に関する減災効果は極めて少ないと、そういうふうな評価をしたんだというふうに私は考えております。

それで、それはお互いの考え方がありますので、ぜひ先生とその辺のものをきちっと検討して、我々

にも示していただきたいと思いますけれども、その中で一つ課題があるのは、東大の先生の論文の中でも、要するに堤防が粘り強い構造なものですから、津波が来ても壊れない、残存する可能性が高いということですね。ということとは、入った水が戻っていかないですよ。というのが論文で指摘されております。大きな課題としては、排水設備の改善をした海岸施設の必要性というものを訴えております。このことについては、これまで県の方ではそういった説明というのはありませんでしたし、そもそも陸圃を使わないということを大前提としております。それから、壊れない堤防を大前提としております。地域によっては入った水が戻っていかないという、これに対するシミュレーションも行っておりません。このことは非常に大事な話ではないのかなというふうに思っておりますけれども、これについてはどう考えますか。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

実はレベル2津波シミュレーションにつきましては、これも中央防災会議からの基準に基づいて行ってるんですが、今次津波を忠実に正確に再現するというところで、三時間オーダーでの津波の到達をシミュレーションの中に組み込んでおります。いわゆる何波かに分かれて津波が押し寄せてくるというものを再現しながらシミュレーションしております。それで浸水域を定めておりますので、今、委員がおっしゃったように何度か津波が引いたり来たりして水がたまるといふ現象は、実際の現象としてはそういうことが起こり得るといふことはあると思いますが、市町が行ってるシミュレーションの中では、そういったものを再現させていたというところ、水がどのくらい時間で抜けていくかということについては、それぞれの地形条件なり条件下においていろいろ変わってきますから、どういった形でそういう評価するかというのはあると思いますが、当然レベル2の津波でするので、皆さんが避難されて戻ってくるまでの時間というのは相当ある中での対応になってくると思いますので、その辺の排水をどうするかということについてはいろいろ検討しなければならぬかなというふうに思っております。

(再質問) 島山和純

このレポートを見る限りでは、やはり堤防残存のときの浸水深の深さというものは問題にしているわけですね。戻ってくるというんだけれども、その津波が来たときに皆さんが想定したのは、逃げおくれた人をどうしよ

うかとかそういう話なわけですよね。そのときに津波の状態、プール状態がずっと続いているということは、これはやはり大きな問題ではないのかなというふうに思っております。それは東大の先生が排水設備について言及しておるわけですから、これについても検証を加える必要があるんじゃないのかなと思いますけども、そういったことについてはどうですか。

私は、例えば気仙沼の内湾、今の計画でずっと堤防つくりしますよね。そうすると越流していく。そのときに排水しないですよ。下水もありますし消火栓もあるんだけれども、ここは今回の津波でヘドロで全部埋まってしまいました。瓦れきで埋まってしまって排水機能はゼロなんですよ。ということは、ちょっと想像するだけでも、そこにプールができてしまうということですよ。残ったところにまた第二波。こういう検証は恐らく私としてはないと思いますよ。ただ単純に第二波、第三波。それで今度初めて東大の先生が堤防が残留した場合にはこういうふうな現象が起こるよということを発表したんだと思います。新しい知見が出てきたんではないのかなというふうに思っているんです。具体的に言いますと、例えば内湾については一メートルの高さにフラップゲートをつけるというふうな提案があったわけですけども、ああいうものを活用して、景観にも配慮して排水機能を持たせるような、そういう堤防というものも考えられるんじゃないのかなと思うんだけれども、それについてはどうでしょう。

(答弁) 農林水産部長 (吉田佑幸)

気仙沼の内湾地区でございますけれども、景観への配慮が必要、それからまちづくり計画や整備費用などを総合的に考えまして、内湾地区に限り採用させていただいた。防潮堤の余裕高分の一メートルについて採用をさせていただいたというゲートでございます。

陸間のかわりとしてフラップゲートを設置した場合でございますけれども、一つには、ゲートが大型になるということ、更に作動の確実性や大型車両の通行に対する耐久性など、今後検証すべき課題があるのではないかと考えてございます。また、避難への影響も懸念されますことから、現時点ではフラップゲートを採用することは難しいのではないかと考えておるところでございます。

(再質問) 畠山和純

そうすると、東大の先生が論文の中でおっしゃっている排水設備については特に県としては検討しないと、そういうことでよろしいのかな。

(答弁) 農林水産部長 (吉田佑幸)

排水対策としての採用でございませけれども、現在の津波対策は、[1]津波には、海岸堤防などによって住民の命を守るということでございませ。[2]津波に対しては、住民の避難を軸に多重防御の考え方をとらせていただいております。[2]の津波が来襲しまして浸水した場合でございませけれども、関係機関と連携いたしましたして、ポンプ排水やゲートの開扉など速やかな対応を図らせていただきますと考えております。現在の段階では排水対策としてのフラップゲートを採用する考えはないということでございます。

(再質問) 島山和純

ポンプでどうやって排水するんだろう。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

一般論になると思います。多分、委員の御指摘は、水浸しになるところにポンプ車どうやって入るんだということだと思えますが、時間経過の流れの中で救助活動とかそういう行ったものが行われてまいりますから、そのときの浸水深の状態であったりその地域の状況を見ながら、そこで一番とり得るベターな救助活動を行っていくということになるのではないかなと思っております。

(再質問) 島山和純

今回の津波が来て救助活動に入るんだけど、すぐ夜間になってしまったなかでできなかったですよ。それで私ちょっと今話を聞いていて思ったんだけど、プール状態になってしまっている沿岸がこう囲っちゃうわけですから、時間の経過とともに、じゃあ、そのとき救助活動できないじゃないですか。できませんよね、入れませんから。そういう状況が果たして本当に津波対策としていいのかどうかということを改めて検証しなさいということ、この論文、先生方はおっしゃっているんじゃないかなと私は思いますよ。それに対して今の答

弁は、私としてはなかなか納得できないところがあります。これはやっぱり現実的にポンプ車がそんなプールのとこ、どうやって走っていくんですか。そのときにそこで災害があつていろいろ救助を求めてる人はいるかもしれない。そこへ行けないんですよ。だから、排水機能というのは重要だということをおの論文はおっしゃってるんだと思いますよ。違いますか。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

田島先生は、大体五十センチとか七十センチぐらいの浸水深の増加が認められる地域があるという御指摘はされてます。その浸水深の増加をどういうふうに評価するかというのは非常に難しいところはありますが、今、委員がおっしゃったように、救助する方に対しての救助活動というのはあらゆる手段をとっていかなければならないということは事実だと思います。しかし、一方では、やはりレベル2津波の場合には、まず避難ということを前提として、そしてソフト面とハード面であわせて守っていくという中でございますので、どういった方々がそこに残り残されるかということはあるんですが、それをもって、そのためだけに津波対策を講じるための排水設備をどうするかというのはなかなかすぐには答えられない部分があるんじゃないかなというふうに思ってます。

(再質問) 島山和純

前にも質疑したんですけども、避難が大前提なんですよね。そうすると、そこには人がいないんですよ。だから堤防要らないの。レベル2に対しては、だからそういうふうな減災効果というものをやっぱり考えなきゃいけないのかなというふうに私は思っております。

国の方は、いろいろ今回のこの設計津波の計算の仕方とかというのを提案してきましたけれども、その手引書の中には今回の設計水位の設定については緊急的な提言なんだと。これは新たな知識によって常に検討し直さなくちゃいけないということなんです。このことを国の方でもよくわかっておりまして、例えば国会でもう少し柔軟な考え方をしてもいいのでないかという答弁に對しましては、総理も国交大臣も、それは県が柔軟に対応すべきだみたいな答弁をされてるんですよね。今回こういうふうな、せっかく先生方から、それも土木の權威の先生方からの提案なんです。専門的な立場、皆さん技術者ですから、ここがおかしい、ここがおかしいとあるか

もわかりませんが、やはりこれはそれなりに検討すべき提案ではないのかなというふうに私は思っております。今まででき上がって、住民合意があって工事契約があって進んでいるところまで変えなさいという話はありません。そうじゃなくて、今、交渉している最中のところ、住民合意を求めているところについてはもう少し柔軟な対応があってもいいのではないのかなということでもあります。例えば、大島の浦の浜地区からは、浦の浜のまちづくりを考える人たちから、この堤防の問題に關しまして、協議会、あるいは第三者の科学者による検討委員会の設置などを求めているわけでありませうけれども、これを住民の意向に沿うような形で更に検討を加えていただけないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(答弁) 農林水産部長 (吉田佑幸)

浦の浜のこれからを考える会からの陳情があったわけですが、陳情のポイントは三点でございました。環境保全や景観の保護、生活者の配慮、それから協議できる場の設置、そして第三者機関による検証ということでございます。このうちの第三者機関による検証についての部分でございますけれども、防潮堤の高さなどにつきましては、国の方針に基づいて津波シミュレーションを実施いたしました。科学的かつ客観的な結果を踏まえて決定してきたものでございますので、現在の時点においては第三者機関による検証の必要はないものと考えているものでございます。

(再質問) 島山和純

真野教授は、柔軟な考え方の根拠として、設計高を計算していくその中に、人口要件とか、それから背後にある資源というんですかね、資産というんですかね、そういったものを加味していくことが地域全体の公平な災害防御の、要するに効率的な費用の使い方です。よというふうな指摘なんだと思います。そういうふうな観点でこれまでなかったわけですから、それを新しい知見として取り上げて、そういうふうな数字があるのであれば、それをもとにしてその堤防の高さを考えていくということも可能なのではないのかなというのが私の考えであります。もう一度お聞かせいただきたい。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

先ほどから話が出てます中央防災会議において、その専門部会で設計津波の水位の設計方法等というのが既に平成二十三年七月に出されております、私も宮城県に限らず被災県におきましては、防潮堤の高さはそれに基づいて設定させていただいているというのが大前提になっております。中央防災会議でも、想定地震の規模、それから対象範囲の見直しが行われた場合には適宜見直すというふうに言っております。私も、そういった知見が新たに求められた場合においては、それに基づいて修正を行っていくことは考えておりますが、今のところ、中央防災会議の方からそういった考え方は示されておりませんので、今まで進んできた流れの中で進めさせていただければというふうに思っています。

(再質問) 畠山和純

そうすると、いろいろな専門家からいろいろな提案があっても、中央防災会議は見直しの規定を設けてありますよ、新たな知見があった場合、その中では、環境とか住民の意思とか漁業の実態とかそういったものを柔軟に考えて堤防の高さを決めなさいというふうに書いてあるんですよ。だから、中央防災会議というよりは県の判断でそういうことできるんじゃないですか。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

県の判断ということにつきましては、先ほど来お話ししました設定津波をどういうふうに取り上げていって、その地域において最も効果的な、有効的な結果を導き出すかということについては、多分、岩手、宮城、福島それぞれ被災県における採用津波の結果が変わってきているという部分はあると思いますが、考え方のものの部分については、あくまでも中央防災会議の方で示されたものに基づいて実施をさせていただいているということです。

(再質問) 畠山和純

わかりました。県の見解としては、要するに専門家のレポート報告が国内外に発信されたけれども、これについては一切しんしゃくしないというか、考える余地はないというふうにおっしゃっているというふうに理解してよろしいのかな。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

決してそういうふうにし申し上げているわけではございませんで、東北大学の報告書の部分というのは、東京大学の先生の論文を抜粋をしながら引用されている部分があるんですが、東京大学の先生の中で記載されているところがいわばすべてが抜粋されてる、引用されていないというところがあるので、今後、我々としてもその審議の内容を確かめさせていたただかなければならないというふうに申し上げているところです。

(再質問) 島山和純

今のところ採用できないということでしょう。現実的には何も対応しないんだから。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

今のところはそのとおりでございます。

(再質問) 島山和純

私も先生のところ伺って、きょう、県の見解をお伺いするという話をしてまいりました。きょうはそういうあれは示されましたので、非常に私は大事な問題だと思っております。これはやっぱり将来にずっと残っていくわけですから、議会は議会としての検証をしなくちゃいけないと思っておりますので、また、今の答弁はいただいて、なお検討させていただきたいと思えます。

もう一つ、この中で確認しておきたいのは、このレポートにはなかったんですけれども、いろいろな考え方がある中で、宮城県は余裕高一メーターを、これは全部の防潮堤あれしたわけですよ。この余裕高の一律メーターという科学的な根拠は何なのか、これをお示しくください。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

余裕高のものにつきましては、地震発生時における地盤沈下、それから堤防の沈下、津波シミュレーションの誤差、異常気象による潮位の上昇と、それからまたいろいろ津波シミュレーションの中で反映できないような小さな地形、微地形というものの不確定要素があるという部分を包含しまして一メートルと設定しておりますが、

これは実は余裕高のとり方につきましては、河川砂防技術基準であったり海岸保全施設の技術上の基準というものがありまして、いわゆる余裕高を数十センチとか数センチ単位に設定するのではなくて、ある程度メートル単位でのラウンドで設定するという方針もありますことから、そういったことをしんしゃくいたしまして、宮城県沿岸現地連絡調整会議の中で、全体の防潮堤の高さを議論する中で余裕高も含めて了承いただいたということでございます。

(再質問) 畠山和純

要するに、地域の地形も、それから堤防の高さも、五メートルの堤防でも十五メートルの堤防でも全部一メートル。こういう地形であっても、こういう地形であっても、全部一メートル。こんな決め方ないですよ。今のお話聞いていると、どこにそういう科学的根拠があるのかということですよ。何で私はこの話をするかと言いますと、今、地盤が戻ってきているということですね。今、いろんな話あったけれども。じゃあ一メートル戻れば、この高さは必要なくなってしまうわけですよ。もう既に七十センチぐらい戻ったところもあるし、三十センチぐらい戻ったところもあるという話なんです。これこそ効率的な予算とか事業とかという観点からいえば、全くむだな工事をしなくちゃいけないということだと思えますし、住民の方が少しでも下げてもらいたいということですね。それも先ほど言ったように、専門家の先生のシミュレーションのやり直しみたいなものがあるが、そういう結果に沿うてやれば、一メートル下げることには可能なんではないのかなと私は考えるんですけども、どうですか。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

防潮堤の高さといえますのは、TP、いわゆる東京湾岸中等潮位ということ、東京湾の標準潮位をベースにそこから何メートルというふうに設定します。いわゆる絶対的な高さになります。ですので、例えば地盤が今後沈下しようが隆起しても、絶対的な高さは変わりませんので、相対的な防潮堤の高さは変わるかもしれませんが、絶対的な高さは変わらないという意味では基本的に余裕高もそのまま同じということだと思えます。

(再質問) 畠山和純

専門的な話になると、ちょっと私もわかりません。だけれども、我々の常識から言って、余裕高をどこへでも同じように一メートルをしてこれに備えますということ、それ自体がおかしいと思います。それから、地盤が上がって、それは決め方あるかもわかりませんが、相対的と絶対的なものというの、これもよくわかりません。けど必要ないと思いますよ。だからその辺が住民の皆さんと行政の皆さんとのなかなか意見がかみ合っていない、合意形成に至らないところだと思いますよ。もう少しわかりやすく説明してください。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

まず、一メートルを一律に設定することに対して疑問だということについては、これは多分いろいろ御見解がある中での相違だと思えます。私も、少なくとも一メートルの余裕高を設定して、逆に申し上げまして一律にそれを運用しようとしてきたということがあります。もう一つは、津波が押し寄せてきたときの津波の高さというのは変わらないわけです、実態においてもシミュレーションにおいても。地盤が高かろうが低かろうが津波の高さが変わらないということ、それを防御する防潮堤の高さも絶対的な高さとしてそれに合わせてやらなくちゃならないということで、レベル1の津波についてはそういう高さを設定させていただいてるということです。ぜひ御理解いただければと思います。

(再質問) 畠山和純

レベル2には対応していないということですか。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

レベル1につきましては、防御、レベル2のシミュレーション、津波の場合においては、まちづくりの関連との中で粘り強い構造にして、できるだけ市街地に被害が及ばないように、構造をレベル2を意識しながら設定させていただいております。ですから、高さ、そう言ったものはレベル1、構造とそれから津波の想定についてはレベル2も想定しながら、計画を立てさせていただいているということでございます。

(再質問) 畠山和純

きょう質問する前に、この質問、もう防潮堤の話はやめようと思ってたんですよ。だけど、こういうレポートが出てきたんでね。ただ、言っても恐らくこの話は何も変わらないだろうなという思いをしながら準備をしてきたんですけども、全くそのとおりになって残念であります。何でこれをきょうあえて取り上げたかと言うと、やはりいろいろな意見があってそれで物事ができ上がっていった、これは後で検証しなくちゃいけないということでありますから、そういう意味もあって、きょうはいろいろ伺ったわけであります。これは先ほども言いましたけれども、先生方の意見をまたお聞きしながらまた議論を重ねていくのかな。だけど堤防はでき上がってしまった、後からこれがだめだったって言われても、とるわけにもいきませんしね。だから、排水の方法とかそういうフラップゲートの採用とか、そういったものはぜひもう一度を検証して検討していただきたいということは、これは要望しておきます。

それから、大島の浦の浜でありますとか大谷海岸でありますとか日門でありますとか、まだまだ残っているところがあります。これはできるだけ柔軟な対応をとっていただくことを要望してこの綱について終わりますけれども、海岸防潮堤で最後に、本吉の大谷の野々下海岸というところに防潮堤ができました。これは聞きましたら、林野庁が所管するところだということでありますけれども、この海岸の前面に出た堤防のでき上がった前に埋立地のようなものが出現しているわけであります。これは工事のときに使った材料、岩とか石とかというものをそのままならして前面に置いたようなんですね。ここは公有水面であります。埋め立ては事前に、権利は漁業権が全部張りついてますので、関係者の了解とかということが必要だったと思うんですけれども、そういったことがなくてこういう工事が施工されているということでもあります。これは現地を確認していただいておりますので、これについてどういう見解をお持ちか、お知らせください。

(答弁) 農林水産部長 (吉田佑幸)

御指摘のありました野々下海岸でございますが、林野庁所管の事業でございます。事業主体であります東北森林管理局の宮城北部森林管理署によりますと、漁協の関係者も参加した地元の説明会において地固め工事の設置なども含めて施工の同意は得ているということでございます。また、御指摘のありました仮設堤防のために用いた捨て石、この取り扱いについてでございますが、地元の自治会と協議いたしましたので、当海岸は波が激しく、施工後も残地してほしいという地元からの要望が出されたということがありましたので、消波工として活

用することとしたという経緯があるようでございます。

(再質問) 畠山和純

私がいただいた情報とは若干違うようでありまして、漁協の方では事前協議がなかったというふうにお話をしております。これは水かけ論になりますから、どういうレベルでどういう話があったのかというのは、もう後できちんと出してもらいたいと思いますけれども、住民説明用の公図の中にはこれは入っていないですよ。何でこのことに対して地域の人たちがあれ困ったなということなる。海面から出てるんですね。そうしますと、ここは岩がごちごちとこう置いたもんですから、ごみが漂着したまま出ていかないんですよ。悪臭が漂ってくる。解決策として皆さんが考えてるのは、これ、改良して水面の下に置けないかということなんです。今度土木の方で行う建設海岸もみんな同じような工法で行われていくんですね。その辺をぜひ検討してもらいたいというのが地域からの要望なんですけれども、これについてはいかがでしょう。

(答弁) 農林水産部長 (吉田佑幸)

漁協の方との協議の件でございますけれども、この点に關しまして森林管理署に漁協との調整状況について確認をさせていただいたところ、既に漁協に対しては説明し理解が得られたということをお聞きしております。県としては、漁協の理解が得られているのであれば、漁業権等の問題は存在していないというふうに考えてございます。

(再質問) 畠山和純

それは現状でいいということですか。海面の下に置いておくと、漁礁のかわりになってということね、海の状態が非常にいいし、防潮堤の防御にもなりますよということなんですけども。それから、この後行う県の工事も同じ見解なのか、伺います。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

県の方で施行しますのが沖の田海岸ということで、防潮堤工事実施いたします。実は、平成二十四年八月に、

宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の方に説明して了解をいただいているんですが、実は工事の段階では仮の消波堤を設置させていただきまます。それによって工事を進めるんですが、完成した後にはその消波堤を撤去するというところで計画を示させていただいておりまして、その点で了解をいただいているということでございます。

(再質問) 畠山和純

はい、わかりました。それではよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、気仙沼線について伺います。この問題は、私も、震災直後に全国議長会の方でも、JRの本社等々へ要望に行きました。必ずやりますという回答が当時はあったんですね。協議会をつくってそこでいろいろ進展しましたよという提案がありまして、ずっと推移を見ていた経過があるんですけども、もう全く硬直化して動いていないところがあります。

それで、改めて、JR気仙沼線の復活について県の取り組みをいろいろ振り返ってみたんですけども、復興計画、緊急重点事項というのがありまして、公共土木施設等ライフラインの早期復旧が必要だということなんです。この中に、主な事業として、災害復旧事業、道路、港湾、空港、河川、海岸、砂防、下水道、都市公園、広域水道、工業水道と入ってるんです。鉄道が入ってないんです。これ、何で入ってなかったんですか。

(答弁) 村井嘉浩知事

JR気仙沼線は、通勤通学の利用のみならず、地域の主要産業であります水産業や観光などの発展と地域活性化に大きな役割を担うものでありまして、その復旧は、県政において重要な課題であると認識をしております。気仙沼線の復旧に当たりまして、JR東日本が原状復旧と比べて増加する四百億円について公的負担を求めています。沿線自治体が負担することは極めて困難でありますことから、政府要望の重点項目として国に支援を要望しております。

なお、宮城県震災復興計画においては、気仙沼線についての個別の記載はございませんが、緊急重点事項に鉄道の復旧を掲げており、また、宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画におきましても、四年ごとの実施計画におきましても、再生期における最重点分野を掲げました政策推進の基本的方向の中に、JR各線の全線運行再開への取り組みというものを位置づけております。この中に当然であります。JR気仙沼線が入っているという

ことでございます。

(再質問) 畠山和純

入っている、入っていない言ってもしょうがないんだけど、各市町村、県全体の復興のイメージでまた復興計画があるんだけど、三陸地域、三陸自動車道を気仙沼市まで延伸し云々とあるんですけど、これは気仙沼線入っていないんです。具体的なものがどうのってという話あるんですけど、石巻・松島地域は高盛り土構造の道路、鉄道によりというふうにきちっと位置づけされてるんです。それから、仙台湾南部地域というところも高盛り土構造の道路・鉄道により多重的に防御することを行いますときちっと入ってんですよ。この地域だけ入っていないんです。それで今起きていることは、ここだけ空白なんですよ、鉄路が。この議会中にも、三陸地方を包含した一体的な観光政策が大事だということをおっしゃった。だけど、ここには鉄路がない。そういうことで、この地域のこの後大事な鉄道を使っただけの観光振興ということは一切考えられません。だから、今地域の方でいろんなことを話されているけれども、財源の話も、鉄道に関連する法律によって、当初は臨海鉄道ですか、それから空港アクセスなんかも災害復旧できなかったのが、平成二十四年には法律が改正されて、要件を緩和して、いち早く復旧しちゃったんですね。JRだけは一千億だか二千億の利益があるということできませんよという話なんだけれども、今、国会の方では、議員提案による鉄道の改正をして、単独の路線の評価によってこの財源措置できるようにしましょうという、そんなことが計画されているようですけれども、この辺についての県としてはどういうふうに認識されているのか。

(答弁) 震災復興・企画部長(山田義輝)

御指摘のとおり、今、国の方で、議員提案でその法律の改正によりまして、黒字の会社についても、赤字の路線については災害復旧の対象とするような法律改正の動きがあるというふうに認識しております。これが改正になって気仙沼線が対象になれば非常にこれは喜ばしいことだと思いますが、現在のところはまだそういう情報でございまして、法律が提出されてはおりませんので、県としては、動向を注視しているところでございます。

(再質問) 畠山和純

この気仙沼線の復旧に対しての県の答弁はずうっとそうなんですよ。人ごとなんですよ。被災市町村の意向を踏まえて、それから国の動きを注視しています。そうじゃなくて、知事は、いろいろ重点政策については市町村の意見も聞かなかつたり、関係者の意見も聞かなかつたり、これ大事だからってずうっとやってくるわけですよ。水産特区もそうだし、広域防災拠点もそうだし。そういうことをそれが創造的復興の大事なことだということではずうっとやってくる。この問題になると、だって志津川の防災拠点だってそうですよね。一たん町議会で決まる、それで町長も状況が変わるとはいえ、一たんこれは知事の主導でああいうふうな結果になっていくわけですね。何でこの気仙沼線だけがそういうふう引込み思案になっていくのか。その辺について知事の考え、ぜひお聞かせください。

(答弁) 村井嘉浩知事

決してそうではございません。何か随分誤解されているなという気がいたします。平成二十四年の七月には、私、気仙沼市長さんや南三陸の町長さんとともに JR 東日本の本社に行きまして、社長に直接、気仙沼線の早期復旧を要望しております。また、宮城県の鉄道整備促進期成同盟会におきまして、平成二十五年、平成二十六年年度と継続して JR 東日本本社へ要望活動を行っております。また、JR の関係者に会うたびにそういう要望もしておりますし、政府に対しましても、政府要望の中にも入れてしっかりと話をしております、私といたしましても決して軽視しているわけではなく、何とか実現できるように努力をしていきたいという思いを強く持っていることをここに宣言させていただきます。

(再質問) 畠山和純

ぜひ先頭に立ってやっていただきたいということをお願いいたしますし、この後、気仙沼市長から要望がありました。首長クラスに協議会を格上げするという、その中に当然県も入っていくと思えます。知事がとは言いませんけれども、しかるべき立場の人に入っていたら、この問題が一日も早く解決しますように努力をしていただきたい。我々も、議会としてできることを一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願います。余り実りの多い総括質疑ではなかったんですけども、これで私の質問を終わります。今日はありがとうございました。